

令和5年度第2回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和5（2023）年6月17日（土） 午前9時30分から午前11時00分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（49名）、市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者： 第45区区長

会議内容

- 1 区長会長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 全区長一言
- 5 議題

区長会長

本日の区長会は、1時間での終了の予定で進めさせていただく。

会議に先立ち、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参する。その後、区の番号を言ってから発言願う。また、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔にお願いしたい。あわせて区長の皆様の質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にさせていただくようご協力を求める。

【区長への作業・提出依頼】

（1）敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について

区長会長

議題1：「敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について」説明を求める。

高齢福祉課

議題1（資料1）

1. 名簿の配布について

本日、席に敬老事業の対象者名簿を配付【（80歳以上の対象者名簿2部）、（希望があった区にはプラス（75～79歳の対象者名簿2部）】。お手元にある敬老事業対象者名簿受領書に署名の上、机の上に置いてお帰り願う。

2. 交付金の申請について

提出書類は【様式1：補助金等交付申請書】、【様式2：敬老事業計画書】【様式3：補助金の前渡請求書】の3点。記入例を参考にして記入いただき、7月14日（金）までに、市役所駅北庁舎2階の高齢福祉課もしくはお近くの地区事務所まで提出願う。申請額の積算は、本日配布の80歳以上の名簿で対象人数を把握していただき、概算で良いので、2000円×人数で算出願う。申請書は区長の署名のみで良いが、修正が発生すると訂正印が必要なため、提出の際は印鑑をお持ち願う。地区事務所に提出後に高齢福祉課で修正の必要な箇所が確認できた場合は、連絡させていただくのでご承知おき願う。

3. その他（1）案内状・封筒の準備について

高齢福祉課にて、案内状と封筒の準備が可能。必要な区は別紙①～④の文面を参考に、必要な案内状の種類と枚数等（若干多めに申請願う）を【様式2「敬老事業計画書」】の案内状欄に記載願う。文面の変更については対応可能。

案内状の③と④の違いは「様」があるかないかのみ。「様」がない④は相手を特定せず誰に宛てても出せる。

3. その他

10月に提出いただく実績報告書類に、領収書等支出を確認できる資料を必ず添付願う。

4. 注意事項

本日配付の名簿は、敬老事業終了後に高齢福祉課へ返却もしくは区で廃棄処分を願う。記念品は菓子等の品物を想定しているが、商品券（商品の持ち運びが大変なため「お米券」、地域振興の観点から地元にある店の商品券まで）を認める。ただし、クレジット会社のギフトカードのような換金性の高いものは対象外。

事業を実施する上でご不明点あればお気軽に問い合わせ願う。

区長会長 議題1「敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

【区長への周知】

(2) 市内一斉清掃について（お礼）

区長会長 議題2：「市内一斉清掃について（お礼）」説明を求める。

くらし人権課 議題2（資料2）

6月4日（日）に実施した市内一斉清掃では、たくさんの市民のみなさまにご参加いただき、実施することができた。深くお礼申し上げます。

ごみの回収量は、104.46トン。搬入台数が48台。約20t増。コロナ前に戻ってきている。今後も市内美化活動にご理解ご協力をお願いする。

また、地域清掃を実施される際には、ごみ収集に伺うため、事前に三の倉センターへご連絡いただくようお願いする。

区長会長 議題2「市内一斉清掃について（お礼）」、質問はあるか。
区長 質問なし。

(3) 地域における健康づくりの推進について

区長会長 議題3：「地域における健康づくりの推進について」説明を求める。

保健センター 議題3（資料3）

超高齢社会に突入し、中高年は健康を維持し続けること、若い方も今から健康度を上げておくことが自身のためにも社会のためにも大切。地域での健康やスポーツイベントは体だけでなく、心の健康や幸福度に影響を及ぼすという研究もある。地区でイベント等を企画する際にはぜひ保健センターをご利用いただきたい。地区担当保健師は裏面に記載のとおり。小学校区毎に担当保健師を配置している。

メニューとしては、血管年齢測定や体の筋肉量や脂肪量を測る「健康チェック」、お届けセミナーで筋力アップ体操、健康ウォーキング等がある。

保健センターでは、たじみ健康ハッピープランに基づいて、食生活や運動、喫煙対策をしている。地域のみなさまの健康づくりに対し、少しでもお役に立ちたいという気持ちでいるのでぜひご活用願う。

区長会長 議題3「地域における健康づくりの推進について」、質問はあるか。
区長 特になし。

(4) 「みんなでてりゃあ夏まつり2023」及び「令和5年多治見市制記念花火大会」の開催について

区長会長 議題4：『「みんなでてりゃあ夏まつり2023」及び「令和5年多治見市制記念花火大会」の開催について』説明を求める。

くらし人権課 議題4（資料4）

7月30日（日）に「みんなでてりゃ夏まつり」、「多治見市制記念花火大会」をコロナが明けようやく通常開催する。広報7月号の折込文書としてパンフレットを全戸配布。交通規制が関係する区長には別途実行委員会から説明があるのでご承知おき願う。

区長会長 議題4『「みんなでてりゃあ夏まつり2023」及び「令和5年多治見市制記念花火大会」の開催について』質問はあるか。

区長 質問なし。

（5）「平成23年災害に対する建設業の緊急対応」のスライドを区防災訓練でご活用のご提案

区長会長 議題5：『「平成23年災害に対する建設業の緊急対応」のスライドを区防災訓練でご活用のご提案』について説明を求める。

くらし人権課 （一社）多治見建設業協会は、岐阜県、東濃3市と防災協定を締結し、洪水や土砂崩れの際には一日も早い回復のために復旧作業をしている。

「平成23年災害に対する建設業の緊急対応」のスライドをラミネート加工した。区の防災訓練でご活用いただけるようであれば（一社）多治見建設業協会に連絡を願う。

区長会長 議題5『「平成23年災害に対する建設業の緊急対応」のスライドを区防災訓練でご活用のご提案について』質問はあるか。

区長 質問なし。

（6）災害時に大きな力を発揮する「水を使わないトイレ」の普及について

区長会長 議題6：『災害時に大きな力を発揮する「水を使わないトイレ」の普及について』説明を求める。

くらし人権課 議題6（資料6）

ねもと地域力 災害にあった人に聞くと一番困ったのはトイレだと言われる。食事は1日や2日我慢できるが、トイレは我慢できない。ねもと地域力・防災グループ（12名）では、災害が発生し断水してトイレが使えなくなった時でも、45ℓのゴミ袋と凝固剤とテープが少々あれば、何とか急場はしのげること（水を使わないトイレ）を根本校区に普及している。31区では、1年3か月かけて各町内集会所（1か月に1度の掃除の機会）にメンバーが出かけて講習会を実施し約360名が受講した。次は多治見市全体に広げていきたいので区長の力をお借りしたい。区で防災訓練を実施する際や、防災委員長がいる区には、防災委員長のところに、我々が出かけて行って、講習会を行う（便器は5台ある）。区長さんや防災委員長さんから区の中で広げていっていただきたい。

↓

【実際にねもと地域力防災グループの高橋さんと塚本さん（31区長）による体験会実演】

多治見市全体に区を通じて広げていきたい。講習会の実施をぜひ検討願う。要望はくらし人権課に連絡いただければねもと地域力より返答差し上げる。

区長会長 議題6『災害時に大きな力を発揮する「水を使わないトイレ」の普及について』質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長・町内会への作業・提出依頼】

(7) 街頭消火器の点検等の協力について

区長会長

議題7：「街頭消火器の点検等の協力について」の説明を求める。

消防総務課

議題7（資料7）

令和3年度から毎年お願いしている、皆様のご自宅の近くに設置してある街頭消火器の年1回の点検のお願いである。街頭消火器は地域のみなさま方の初期消火に利用していただけるよう、市内に約3,200本設置している。

お願いする理由は2点。

1 点目は地域のみなさまに設置場所を把握していただくことで、火災発生時に迅速な初期消火が可能になると考えている。

2 点目は、平時の点検で、不備の連絡を消防にさせていただくことで、不備への早期対応が可能になる。

本日、現物を持参している。街頭消火器、それを収納する消火器収納箱。収納箱には、「多治見市」と記載があり、それが「多治見市が設置している」という目印になる。「多治見市」の記載がないものは、地域の方や自治会が独自に設置しているものとなるため、今回の点検の対象にはならない。

お手元に配布した水色のファイルには、街頭消火器の一覧表、点検要領、設置場所を記載した地図、点検表が入っている。点検については、まず収納箱が変形していないか、扉はしっかり開け閉めできるかを確認いただきたい。消火器は、上の部分に黄色のピンがあるか抜けていないか、それからホースに亀裂・破断等がないか、底の部分や全体に錆がついていないか点検・確認願いたい。特に使用済みの消火器というのは、黄色のピンが抜けているものが多いので注意願う。点検が終了したら、お近くの消防署に点検表を提出いただきたい。

点検する中ですぐに連絡をする必要がある場合（例えば消火器がない等）は、管理番号と不備内容を直ちに電話等でお知らせください。

点検の実施回数は年に1回、点検の期日は12月末までとしている。

不備事項が連絡された場合は、どのように対応したかを、年度末までに区長様宛に郵送で報告「点検結果に対する措置報告」させていただく。

最後に、地域の皆様に点検をお願いして以降（令和3年度以降）、火災発生時に街頭消火器による初期消火がなされた回数が顕著に増えている。点検を行うことで、街頭消火器の場所を知ることができたという声も届いており、確実に効果が出ている。

点検を兼ねて設置場所の確認をお願いする。

区長会長

議題7「街頭消火器の点検等の協力について」質問はあるか。

区長

「点検結果に対する措置報告」は区のみでなく、市全体のものをいただけないか市全体で3200本ある。区のみ報告とさせていただきたい。

消防総務課

区長

文字が薄くなっている収納箱は換えていただけるか。また、近くにある2本の消火器の移動をお願いしたいと思っていたが、移動したい先に消火栓がある。どうしたらよいか。

消防総務課

収納箱は確認し、必要と判断した場合は直ちに交換する。消火器の配置は市内のバランスを考えて適正配置している。現地を確認したいため区長に連絡させていただく。

区長会長

そのほか、質問はあるか。

区長

質問なし。

【区長・町内会長への周知】

(8) 救急講習の受講について

区長会長 議題8：「救急講習の受講について」の説明を求める。

救急指令課 議題8（資料8）

救急講習の受講のご案内。救命入門コース（講習時間90分または45分）は、成人に対する心肺蘇生法やAEDの取扱方法を学ぶもので、初歩的な内容となっている。

受講の申込みは、お近くの消防署で受け付ける。

区長会長 昨年の申込みはどのくらいであったか。

救急指令課 10～15程度の申込みであった。

区長会長 大変良い機会となるので、積極的にご活用いただきたい。

区長会長 そのほか、議題8「救急講習の受講について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長への周知】

(9) 留守中の宅内漏水にご注意くださいについて

区長会長 議題9：「留守中の宅内漏水にご注意ください」についての説明を求める。

上下水道課 議題9（資料9）

水道管の老朽化に伴って宅内漏水が非常に増えている。昨年度市内で約200件の漏水の報告あり。漏水の水量は平成29年度約1万m³から令和4年度は約2万m³に倍増している。学校のプールに換算すると約27杯分の水が使われずに土の中に漏れているという現状。暑くなると管が膨張して亀裂が入り漏水する事例が増えている。宅内の引き込み管は使用者もしくは所有者の持ち物で漏水があると料金が高額になる。減免の制度はあるが全ての原因が対象となるわけではないし、減免分は市の負担となる。定期的な漏水の確認が大変重要である。近所の漏水を発見した場合は近所の方に声掛けをしたり、上下水道課に連絡をいただきたい。特に長期間留守にされる場合や、空き家の漏水は長期となり漏水量も多くなるのでご注意ください。多治見市の水道事業は人口減少や施設の老朽化により企業経営が大変厳しい状況。皆さんに負担をかける前に防げる無駄は防いでいきたいので協力願う。

「2. 漏水の確認方法」を説明

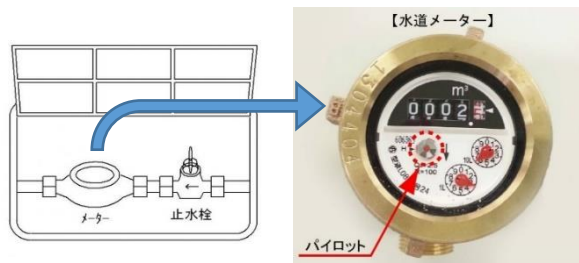
① 宅内の蛇口を全て完全に閉める（トイレも水が流れていないか確認）

② 水道のメーターボックスを探す（主に敷地内の入口付近に設置されている）

③ メーターボックスとメーターの蓋を開けて、パイロットを1分程度見る。

④ パイロットが回転している場合は、水を使用している状態を意味している。

全ての蛇口を閉めたのにパイロットが回転していたら、敷地内のどこかで漏水している恐れがある。水の流れる量が多いとパイロットが勢いよく周り、少ないとゆっくり回る。このほか、宅内で水を使っていないのに水周り付近で水の流れる音がする。晴れているのに敷地内や道路が濡れているということも、漏水の可能性のあるケースとしてあげられる。



「3. 漏水を発見したら」を説明（漏水を発見した後の対応）

お住まいの建物により、対応方法が異なる。

① 借家やアパート、マンション、公営住宅などの賃貸物件にお住まいの方
→管理会社、管理人さん、大家さんに相談

② 持ち家や自己所有の物件の方

→ご自身で多治見市指定給水装置工事事業者（※市ホームページ・暮らしの便利帳に掲載）へ修繕の依頼を行っていただきたい。

多治見市指定給水装置工事事業者が分からない場合や、漏水しているお宅の連絡先が不明な場合など、漏水に関して不明な点があれば、市役所上下水道課へ問合せ願う。

道路上で漏水の可能性のある箇所を発見したときは、市役所工事課へ連絡願う。

近隣で漏水を発見した場合や漏水の疑いがある場合は、該当のお宅への声掛けをお願いしたい。

区長会長 議題9「留守中の宅内漏水にご注意ください」について、質問はあるか。

区長 回覧分の文書はあるか

上下水道課 町内会長分本日お渡ししている。

※会議終了後に回覧を希望の区に暮らし人権課及び上下水道課で「回覧数」分を手配
次回区長会から、区長・町内会長周知案件で区が希望されたら、回覧文書分を渡せるようある程度
印刷して用意しておく。当日用意分が足りない場合は後日対応とする旨を周知する。

(10) 地域の防犯カメラ設置を支援します！

区長会長 議題10：「地域の防犯カメラ設置を支援します！」についての説明を求める。

暮らし人権課 議題10（資料10）

防犯カメラ設置に対する補助制度は令和2年度から令和6年度までの5年間限りで、令和6年度が最終年度。この機会に検討いただき活用をお願いする。

補助対象団体は、区又は町内会。補助対象経費は、防犯カメラの購入設置費又はレンタル設置費。補助率・補助限度額については、補助対象経費の1/2、1団体1年度あたり60万円が上限額。設置台数の制限はないが1台あたり15万円が上限。防犯の効果をより高めるため、主な撮影対象範囲が「道路」であることが要件。設置箇所は、電柱や防犯灯、地域の集会所のほか、道路脇にポールを建てて設置していただく場合が多い。

次回第3回区長会議で詳細を説明させていただく予定であるが、原則として、事業実施の前年度9月末ごろまでに事業実施計画書を提出いただき、翌年度に工事実施という流れになる。詳しくは資料裏面を参照。まずは、区・町内会で来年度に防犯カメラの設置を行う必要があるかどうか検討を願う。本資料については、町内会役員分を用意している。区の役員会等でご検討願う。

なお、本日ロビーに、補助金交付要綱や運用規程のほか、防犯カメラを取り扱う事業者よりいただいたパンフレットを配置してある。参考としていただきたい。

また、既に昨年度、防犯カメラ設置の計画をし、今年度中に設置する予定で準備を進めている区・町内会がある場合は、一度暮らし人権課まで連絡いただきたい。

犯罪発生時のより迅速な対応に寄与するよう、防犯カメラの設置箇所のほか、防犯カメラを設置した区・町内会名、設置を予定している区・町内会名については、必要に応じて多治見警察署へ情報提供するのでご了承願う。

防犯カメラ設置補助金活用にあたっては、気軽にくらし人権課まで相談願う。

区長会長 議題 10「地域の防犯カメラ設置を支援します！」について、質問はあるか。
区長 質問なし。

(11) 地域集会所施設整備等補助金の活用について

区長会長 議題 11：「地域集会所施設整備等補助金の活用について」の説明を求める。

くらし人権課 議題 11（資料 11）

地域集会所の改修費用の一部を助成する「地域集会所施設整備等補助金」は、現在内容が拡充されている。区または町内会で管理されている地域集会所で、改修の必要がある場合には、ぜひ来年度の改修を検討いただき、補助制度の活用を願う。

補助制度の概要については、令和 7 年度までは、補助率が三分の一から二分の一に、また、補助限度額が 200 万円から 300 万円に 1.5 倍にアップなど、補助が拡充されている。補助拡充期間に工事を実施したい場合には、今年度事業計画書を提出する必要がある。雨漏りや床が抜けている、エアコンが壊れている、トイレを洋式化したいなど、改修の必要性がないか、今一度確認いただき、活用をご検討願う。

令和 6 年度の補助金活用の流れについては、裏面のとおり。

事業計画書の作成などの詳しい手続きについては、次回 8 月開催の第 3 回区長会で説明を行い、依頼させていただく。9 月から 10 月上旬に提出いただく方向で予定している。改修の必要性の有無を、区、町内会でご検討願う。

なお、今年度の工事については、前年度に事業計画書を提出いただいているものとなる。来年工事を実施したい場合は、まずはくらし人権課に気軽に相談願う。

区長会長 議題 11「地域集会所施設整備等補助金の活用について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

【区長会事業】

(12) 区長会会費の納入及び協賛金の協力をお願いについて

区長会長 議題 12：「区長会会費の納入及び協賛金の協力をお願いについて」の説明を求める。

くらし人権課 議題 12（資料 12）

区長会会費については、催事を開催する際にその都度徴収することとする。全ての事業に参加したとすると 1 人当たり、最大で 3 万円程度を見込んでいます。

視察研修については、日帰り研修 1 回（11 月）を想定している。テーマや行き先を募集する。7 月中旬ごろまでに提案願う。

協賛金は 2 つお願いする。消防友の会（各区 2,000 円）と多治見まつり協賛金（各区 1,000 円）で、本日も現金で受け取れる。後程くらし人権課にお持ちいただいてもよい。振り込みの場合は手数料の負担を願う。7 月 28 日（金）までに納入をお願いしたい。

区長会長 議題 12「区長会会費の納入及び協賛金の協力をお願いについて」、質問はあるか。
区長 質問なし。

【配布資料】と【お知らせ】

区長会長 「配布資料」と「お知らせ」の説明を求める。

くらし人権課 配布資料 1. 令和 5 年度 市民野球祭のご案内

市民野球の参加チームが減っている。区長からも積極的な参加を呼び掛けていただけるとありがたい。各区の体育委員にはすでに配布済みとのこと。

配布資料 2. 区長会が関係する附属機関についてご確認ください。

市役所の各課が所管する各種の委員会に区長会総務会で検討し区長会から選出した。幹事区長さん総務区長さんに担っていただいている。

配布資料 3. 市政業務委託契約書

市長印を押印して各区の保管分として 1 部本日配布。5 月 29 日に振込済み

お知らせ

・第 3 回区長会議：令和 5 年 8 月 19 日(土)午前 9 時 30 分～ 産業文化センター 5 階
大ホール

・第 3 回区長会総務会：令和 5 年 8 月 4 日(金)午前 9 時 30 分～ 市役所本庁舎 2 階
大会議室

区長会長 「配布資料」と「お知らせ」について、質問はあるか
区長 質問なし。

【その他】

区長会長 「その他」の説明を求める。

くらし人権課 その他 1. 区長会則などの見直し検討について

その他 2. 会議終了後の意見交換の実施について

区長会総務の選出人数が、校区によって 1 名選出のところと 2 名選出のところがあるので見直したらどうかという提案がされ、総務会で諮ったところ、校区毎の意見が大切ではないかということになった。この後の校区単位をベースとした意見交換のテーマの一つとしていただきたい。そのほか地域の困りごとへの対処や区の間で協力できること、意見を聞きたいことなどをテーマに話し合いをお願いしたい。グループ分けは次第に記載の通り。

区長会長 「その他」について、質問はあるか。
区長 質問なし。

区長会長 これをもって第 2 回区長会議を終了する。

【会議終了後の意見交換の実施について】

区長会事務局 10 分間の休憩後（11 時 10 分～）に校区をベースとした意見交換会を実施
→意見交換後にグループごとに解散